

## 日本生体医工学会助成規程

(令和5年9月6日理事会決議)

### 第1章 総則

- 第1条 本会の対象とする領域における研究者を対象とする助成事業はこの規定により行う。
- 第2条 助成事業の種類は次の通りとする。
- イ. 齋藤奨学事業
- 第3条 前条の助成の候補者を選定するため、選定委員会を設ける。  
選定委員会の委員は公平に選任され、公正に審査を行い、結果を選定する。
- 第4条 助成の受領者は前条の委員会の選定に基づき理事会の議決により決定する。
- 第5条 助成事業の助成金等は、選定後年内に贈呈する。通常総会その他の適当な機会において報告する。
- 第6条 前条の報告を行ったときは、受領者の氏名、研究計画の内容等を速やかに公表する。

### 第2章 齋藤奨学事業

- 第7条 齋藤奨学事業は、生体医工学分野の若手研究者の奨学を目的とし、本会の対象とする領域における学問に従事する大学院博士後期課程またはそれに準じる教育課程にあるか、博士課程修了後、大学・研究機関等に所属し常勤の職に就いていない者を対象とし、研究者として将来有望で指導者の立場になり得るものを選び、奨学金助成を行う。
2. 応募者は本会非会員でよいが、奨学金受領時には本会会員でなければならない。
- 第8条 所定の書式により応募した者の中より選定する。
- 第9条 過去に同じ奨学金助成を受領した者は応募できない。
- 第10条 受領者は毎年3名以下とする。
- 第11条 奨学金の授与は理事長名で行う。
2. 奨学金の金額は100万円とし、選定された年とその翌年に分けて、各年50万円を授与する。ただし、2年目に資格条件を満たさなくなった場合は、2年目の授与はしない。
- 第12条 受領者は、博士課程を修了し研究がまとまった時点あるいは受領してから5年以内に日本生体医学会大会にて研究成果を報告する。

### 第3章 選定委員会

第13条 齋藤奨学事業の選定委員長は、理事長が理事の中から指名し、理事会の承認により決定する。

2. 委員長は委員会の会務を総理する。

第14条 委員会の委員は、委員長が正会員の中から指名し、委員長が委嘱する。

第15条 齋藤奨学事業の選定委員会は、委員長と委員6名をもって組織する。

2. 委員会の構成において医学生物学系（以下、M系）および理学工学系（以下、E系）委員をそれぞれ2名以上とする。

第16条 選定委員会は受領対象者に対し公正に審査を行い、受領者を選定する。

2. 委員会構成員は、それぞれの受領対象者と利害関係があると見なされる議案の審議及び議決に加わることはできない。

第17条 選定委員長は前条の手続により選定を行ったときは、選定要旨その他の所定事項を付して理事会に報告する。

第18条 委員会は受領者が決定されたときをもって解散する。

### 第4章 補足

第19条 この規程は令和6年6月11日より実施する。